

## 甲府市農業委員会 3月定例総会議事録

1. 日 時 平成30年3月28日（水曜日）午後2時00分から3時27分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員（16名）

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

### 【農業委員】

1 番 保坂 敬夫 2 番 福島 昌之 3 番 矢崎 正勝 4 番 米山 夫佐子  
5 番 落合 洋子 6 番 田中 由美 7 番 土屋 三千雄 8 番 長田 孝夫  
9 番 菊島 建 10 番 關野 登 11 番 森 信二 12 番 花形 満寛  
13 番 末木 瑞夫 14 番 土屋 正人 16 番 小林 雅宗 17 番 山本 一

### 【最適化推進委員】

1 番 植田 泰 2 番 山本 光信 3 番 平澤 友良 4 番 望月 典雄  
5 番 埴原 久徳 6 番 柳澤 榮 7 番 萩原 靖彦 8 番 萩原 斉  
9 番 越石 和昭 10 番 市村 秀俊 11 番 向山 章雄 12 番 齊藤 藤雄  
13 番 佐々木茂隆 14 番 渡邊 初男 15 番 塚田 泰英 16 番 佐野 勝紀  
17 番 米山 伸一 18 番 深田 喜徳 19 番 小澤 博

4. 欠席委員（1名）

15 番 萩原 爲仁

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 青木 進  
農地係 係 長 田中 紀雄  
係 長 佐野 慶一  
主 事 一ノ瀬 匠  
振興係 係 長 岡 正己  
主 任 中沢 敏章  
技 師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 特定農地貸付（市民農園）の承認について
- 議案第5号 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 議案第6号 平成30年4月告示分農用地利用集積計画について
- 議案第7号 平成30年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 議案第8号 平成30年度甲府市農業委員会年間事業計画について

#### 報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 返納届について
- 報告第6号 農用地利用集積計画の解約について
- 報告第7号 平成30年度農業委員会定例総会日程について
- 報告第8号 農地法第3条の3の規定による許可後の使用賃借権合意解約について

午後2時00分 開会

#### ○事務局（田中係長）

それでは、平成29年度3月定例総会を始めます。

本日の会議は、農業委員が定数19名中18名の出席、農地利用最適化推進委員が定数19名中19名の出席があり、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長より「ごあいさつ」をいただきます。会長お願いいたします。

#### ○議長（西名会長）

今日は、大変暖かく午前中から汗をかくほど暑いという状況で、逆に寒さが懐かしい状況です。ここへ来る前に小瀬スポーツ公園の前を通ってきましたら、朝ウォーキングをしてほしいこのくらいだなと桜を確認しましたが、昼間になってパッと咲いて、まさに満開という状況でございます。

3月の定例総会に農業委員をはじめ農地利用最適化推進委員の同席をいただきまして総会を開催することになりました。

《 以下 挨拶 略 》



地元委員より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質問のある方は挙手をお願いします。

《 質問無し 》

○議長（西名会長）

意見が無いようですので、採決に入ってよろしいですか。

それでは、1番の案件について賛成いただける方は、挙手をお願いします。

なお、議決権は、農業委員のみとなります。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の挙手をいただきました。この件については、賛成多数ですので、決定をして参りたいと思います。

議案第1号の案件については、許可書の交付をしまいたします。

つづきまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局で説明してください。

○事務局（佐野係長）

今月の4条許可申請は2件であります。

議案書2ページの1番、地図は1ページの4条No.1をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。国玉町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面は道路、南面は宅地、西面・北面は道路及び宅地となっています。農地区分は、第2種農地と判断しました。申請人は、近隣からの要望もあり申請地の一部を〇〇〇〇に転用したいとのこと。また、〇〇〇〇は一時的な使用であるため一時転用による〇〇〇〇とし、実測面積は〇〇㎡となり、残地面積〇〇㎡については〇〇〇〇〇〇〇〇する計画であります。なお、一時転用期間は許可日より3年間となります。

続きまして議案書の2番、地図は2ページの4条No.2をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。中町交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・西面・北面は宅地、南面は道路となっています。農地区分は、第2種農地と判断しました。申請人は、近隣住民からの要望を受け、平成〇〇年12月頃から許可を受けずに〇〇〇〇として転用してしまったことから、今回始末書添付による申請となります。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの二つの案件について説明がありました。

つぎに、地元委員より補足説明をお願いします。

1番の案件は、玉諸地区ですので、落合委員をお願いします。

○玉諸地区（落合委員）

現在の状況は〇〇〇として一部使われております。それに加えて少し〇〇をとということです。現況、農地として整備されており、残る農地も〇〇〇〇となることもほぼ







ます。

○中道地区委員（土屋三千雄委員）

9 番、10 番の案件でございますが○○○○○○○○○○ですが、開発の意味合いの中で○○○を借りていた場所です。内容は事務局の説明のとおりです。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

11 番の案件を土屋正人委員お願いします。

○中道地区委員（土屋正人委員）

11 番の案件につきましては、○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○と  
いうことで、土地の活用を図りたいということです。あとは事務局の説明のとおりです。  
ご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

12 番、13 番の案件については山本委員お願いします。

○中道地区委員（山本委員）

今回の申請については事務局の説明のとおりです。土地の持主は○○○をやっており、○○に住んでいるが近くに住んで効率的な経営をしたいとのこと。地図では周りに住宅が無いように見えますが、申請地については三方が住宅に囲まれておりやむを得ないと思います。ご審議のほどお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

ひととおり地元委員より、補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見のある方は挙手をお願いします。

《 質問なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をさせていただきます。

議案 3 号の案件について、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。賛成多数でございます。議案第 3 号の内、3 番から 7 番及び 9 番と 10 番の案件については、1,000 ㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。

それ以外の案件につきましては、1,000 ㎡未満の案件ですので、許可証の交付を早速して参ります。

つぎに、議案第 4 号特定農地貸付、これは市民農園でございます。この承認についてを事務局より、説明をお願いします。





○議長（西名会長）

保坂委員、いかがでしょうか。

○飯田地区委員（保坂委員）

1000 m<sup>2</sup>以下であれば、応募が一人しかいない場合、一人で契約できるということによるのでしょうか。

○事務局長（青木課長）

はい。

○飯田地区委員（保坂委員）

利用権設定より、有効ですね。

農業をやっていない人でも借りられるということですね。

わかりました。

○議長（西名会長）

条件がいくつかありますので、これをクリアすることが手続き上大変ですが、結果として公募をして一人であれば借りることができます。

○飯田地区委員（保坂委員）

この2つの案件を見ると、比較をして有料ということですが、例えば利用権設定の場合3年間5,000円で良いという契約が多かったが、有料でなければならないのでしょうか。

○事務局長（青木課長）

基本は、無料でも問題ありませんが、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

○飯田地区委員（保坂委員）

特定農地貸付法という法律の中で、特定農地貸付規程は甲府市の規定ですか。

○事務局長（青木課長）

そうです。

○飯田地区委員（保坂委員）

この規程の中にはどのくらいの値段でということが決まっているのでしょうか。

○事務局長（青木課長）

ありません。規定にあるのは法律で定められている一区画が1000 m<sup>2</sup>以下であり、募集をどのような方法で行うのかということがメインとなっています。

○飯田地区委員（保坂委員）

分かりました。今まで個人の決定で個人が貸し付ける○○○○が無かったので、疑問を持ちましたので、質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（西名会長）

2件の案件について補足説明をいただくと同時に、保坂委員から利用権設定無くて農地が活用できる方法の質問がありました。他の委員につきましてもお聞きのとおりとなりますので、参考にしていただき、○○○○○○○○○○にならなくて済むということになりますので。

これより審議に入ります。ご質問やご意見のある方はお願いします。

《 質問なし 》

○議長（西名会長）

よろしいですか。

議案第 4 号の案件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

それでは、決定をさせていただきます。

議案第 4 号は提案のとおり意見書を提出してまいります。

つぎに、議案第 5 号 農地法第 3 条による農地の権利取得に係る下限面積の設定についてを議題とします。それでは、事務局から説明をおねがいします。

○事務局（佐野係長）

議案書の 9 ページ 10 ページをご覧ください。

農地法第 3 条では、農地の権利を取得しようとする者が、その取得後において耕作すべき農地の面積の合計が、北海道を除く都府県では 50 アールに達しない場合は、政令で定める相当の事由がある場合を除き、許可することができないことになっています。ただし、農林水産省令で定める基準に従い、農業委員会が面積を定め、公示したときは下限面積を変更できることになっています。下限面積の設定基準については、農地法施行規則第 17 条に規定されており、「別段の面積」というのがイコール「下限面積」となります。規定されている基準としましては、第 1 項第 1 号において「自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域を設定区域であること」となっており、甲府市では、「旧能泉村・宮本村の区域」、「旧上九一色村の区域」、「それ以外の区域」という 3 つの区域を設定しています。

また、第 1 項第 3 号では「設定区域内においてその定めようとする面積未滿の農地等を耕作又は養畜の事業に供しているものの数が、当該設定区域内において農地等を耕作又は養畜の事業に供しているものの総数のおおむね 100 分の 40 を下らないように算定されるもの」となっております。各農家の経営面積を 10 アール毎に分類して低い方から累計していき、区域内の総農家の 40%に達したところを下限面積に設定するということとなります。

農家を農地面積別で把握するための数字は、農林水産省が 5 年ごとに行っている農林業センサスという統計調査の結果を使用しており、最新では 2015 年に実施されました。甲府市では、この統計調査結果及び基準によりまして、直近では平成 24 年 2 月の総会において旧能泉・宮本・上九一色村の区域では 20 アールを、その他の区域では 30 アールを下限面積に変更することを決定し、平成 24 年 4 月から運用しています。

この下限面積の設定又は修正の必要性については、毎年農業委員会で審議することとなっております。前述の農林業センサスの調査は 5 年ごとに行われておりまして、最新統計は 2015 年ですから区域内の総農家の 40%に達する面積は、現在設定しており

ます下限面積と変更がございません。

事務局といたしましては、新規就農者等による農地利用の促進が必要であると考えますが、安易な下限面積の引き下げは小規模農家の増加をもたらす、農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがあると思われま。また旧能泉・宮本村の区域や旧上九一色村の区域においても、これ以上の下限面積の引き下げがこの地区の就農促進に繋がるとは考えにくいと判断します。以上により、平成30年4月から旧能泉村・宮本村の区域及び旧上九一色村の区域については20アール、それ以外の区域については30アールという現行の基準をそれぞれ据え置くことを事務局案として提案いたします。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。いかがでしょうか。

〈 質問なし 〉

○議長（西名会長）

それぞれの現場では、中山間地域や耕作放棄地が増え、何とか解消したいということで下限面積を下げ就農者を増やすことなど、これまでの会議の中で議論していただきましたが、これ以上下限面積を下げて状況は変わらないということが前提となっております。

それでは賛否の確認のため、挙手をお願いいたします。

議案第5号の案件に賛成の農業委員は、挙手してください。

〈 全員挙手 〉

○議長（西名会長）

ありがとうございました。賛成多数ですので議案第5号の案件については、提案のとおり決定してまいります。

つぎに、関連がありますので報告第1号から第5号及び第8号についての報告を受けたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○事務局（佐野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。追加資料の報告第8号も含めまして、議案書7ページからご覧ください。先月の総会案件のうち、4条及び5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。12ページからは平成30年2月21日から3月16日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第1号から第5号および第8号について、報告事項ではありますが、何かありま





た。内容は事務局の説明のとおりです。審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（西名会長）

耕作放棄地が解消する案件です。

つづきまして 12 番 13 番の案件は甲運地区なので、森委員申し上げます。

○甲運地区委員（森委員）

12 番と 13 番は事務局の説明のとおりです。

〇〇〇〇〇〇〇〇した非常に熱心な方々で、私自身も応援していこうと思います。

○議長（西名会長）

農業委員、最適化推進委員の勤めだと思imasるので、程よいご指導をお願いします。

地元委員から説明も終了したので質疑に入ります。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

《 質問なし 》

○議長（西名会長）

特別無いようなので、採決に入ります。

議案 6 号の案件について賛成の農業委員は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきました。議案第 6 号の案件については決定して参ります。

つぎに、議案第 7 号 平成 30 年度甲府市農業委員会活動基本目標についてを議題とします。事務局で説明をお願いします。

○事務局（田中係長）

本日お配りした議案第 7 号、平成 30 年度甲府市農業委員会活動基本目標（案）をご覧ください。

《 以下、平成 30 年度甲府市農業委員会活動報告基本目標（案）を朗読 》

○議長（西名会長）

事務局から平成 30 年度甲府市農業委員会活動基本目標(案)の説明が終わりました。

これについては先般、運営委員会で内容を協議しております。

皆さんからご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは採決をいたします。

議案第 7 号の案件に賛成の農業委員は、挙手してください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第 7 号の案件については、決定してまいります。

○推進委員（小澤委員）

会長。私ども推進委員は採決に入れたいんですか

○議長（西名会長）

この問題は農業委員総会で採決は農業委員だけになっています。推進委員には議決権はありません。ただし、運営委員会については農業委員と適正化推進委員の代表でじっくり協議して原案を作りましたので、ご了解いただきたいと思います。

○推進委員（小澤委員）

運営委員会で呼んでもらったら、ここの場面でも責任があると思います。

○議長（西名会長）

事務局の方で説明いたします。

○事務局長（青木課長）

法律で決まっております、農業委員会総会における議決については農業委員だけが持っており、最適化推進委員については、農業委員の総会において意見を述べることでできるとされています。ご了承をお願いします。

○議長（西名会長）

法律の決めでありますからご理解をお願いします。

つぎに、議案第8号 平成30年度甲府市農業委員会年間事業計画についてを議題とします。また、関連がありますので、報告第7号についても併せて、報告を受けたいと思います。それでは、事務局で説明してください。

○事務局（田中係長）

平成30年度甲府市農業委員会年間事業計画について説明します

なお、月例の総会、通年実施している農地銀行、農業者年金、農地法に基づく処理業務及び日常の相談活動についての記載は省略いたします。

《 以下、平成30年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）を朗読 》

《 つづいて、平成30年度農業委員会定例総会日程（案）を朗読 》

○議長（西名会長）

事務局より平成30年度甲府市農業委員会年間事業計画（案）、について説明が終わりました。皆さんから何か発言がある方は挙手をお願いします。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

新しい体制となり、4月からフルに1年間活動していただくこととなります。色々やりたいという思いがあると思います。最近では助成金等の制約があり、研修についても、県内での研修場所もあることから、今年は県外ではなく、県内で考えております。

それでは念のため、事業計画について賛成していただける方の挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

賛成多数ですので、議案第7号の案件については、決定してまいります。

会議の日程については、議会等の日程の関係上変更があるかもしれませんが、基本的にこの日程で開催してまいります。

それでは、事務局長から補足がありますのでお願いします。

○事務局長（青木課長）

報告第7号をご覧ください。

平成30年度農業委員会総会の日程を記載してあります。こちらは基本的に農業委員さんの出席をいただくこととなります。最適化推進委員については、8月と1月については、合同の会議を行い、納涼会、新年会を併せて行ないます。また、3月についても翌年度の事業計画や活動目標を確認していただきますので、ご出席をお願いします。以上です。

○議長（西名会長）

ただ今、事務局長から説明のあったとおり最適化推進委員の方には、3ヶ月については予定をお願いします。また、活動のなかで最適化推進委員さんから農業委員さんと一緒に協議したいことなどありましたら事務局と調整して出席していただきたいと思っております。

以上で、予定している案件は全て終了いたしました。

皆さんから、他に何かございますか？

○最適化推進委員（渡邊委員）

利用権設定の新規と再設定、更新とありますが、再設定と更新の違いを教えてください。

○議長（西名会長）

事務局で、再設定と更新の違いを教えてください。

○事務局（吉澤主任）

再設定と更新についてですが、再設定自体は農地に履歴が付いてるものを言います。

更新とは、再設定の履歴と同一の人物が同一の貸借の設定を行なうものになります。

○議長（西名会長）

いかがでしょうか。

○最適化推進委員（渡邊委員）

ありがとうございました。

○議長（西名会長）

以上をもちまして、3月の定例総会を終了いたします。

午後3時27分 閉会

会 長 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ ⑩